

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定に基づき、クリーニング師試験を次のとおり実施する。

平成22年7月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 試験の日時

区 分	日	時
学 科 試 験	平成22年10月14日（木）	午前9時30分から午前11時10分まで
実 地 試 験	平成22年10月14日（木）	午前11時30分から

2 試験の場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎 第22会議室及び第33会議室

3 試験の方法

- (1) 試験は、学科試験及び実地試験とする。
- (2) 学科試験は、次に掲げる事項について行う。
  - ア 衛生法規に関する知識
  - イ 公衆衛生に関する知識
  - ウ 洗濯物の処理に関する知識
- (3) 実地試験は、次に掲げる事項について行う。
  - ア 洗濯物の処理に関する知識（繊維の判別、しみの判別及び薬品の鑑別）
  - イ 洗濯物の処理に関する技能（アイロン仕上げ）
- (4) 試験には、次のものを持参しなければならない。

受験通知書及び筆記用具

4 受験資格

学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者（クリーニング業法の一部を改正する法律（昭和30年法律第154号）附則第5項の規定により同条に規定する者とみなされるものを含む。）であること。

5 受験手続

(1) 提出書類

所定の受験願書1部に、次に掲げる書類を添付すること。

- ア 履歴書（日本工業規格によるもの）
- イ 受験資格を有することを証明する書類
- ウ 写真（出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した上半身像の縦4センチメートル横3センチメートルのものとし、裏面に氏名及び生年月日を記載すること。）

(2) 受付期間

平成22年8月16日（月）から同年9月3日（金）まで（日曜日及び土曜日を除くものとし、郵便等により提出する場合は、同年9月3日（金）までの消印（これに相当するものを含む。）のあるものに限り受け付ける。）

(3) 提出先等

県内に居住する者は、住所地を所管する各総合事務所生活環境局、県外に居住する者は、鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課へ持参又は郵送により提出すること。なお、郵便等により提出する場合は書留郵便又は信書便（書留郵便に準ずるものに限る。）によること。

鳥取県東部総合事務所生活環境局（〒680-0061 鳥取市立川町六丁目176）

鳥取県中部総合事務所生活環境局（〒682-0802 倉吉市東巖城町2）

鳥取県西部総合事務所生活環境局（〒683-0054 米子市糀町一丁目160）

鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課（〒680-8570 鳥取市東町一丁目220）

## 6 受験手数料及び納付方法

受験手数料は7,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

なお、既納の手数料は、還付しない。

## 7 合格者の発表

- (1) 発表日 平成22年10月25日(月)
- (2) 発表方法 受験者全員に試験結果通知書を送付する。

## 8 その他

- (1) 出願者には、試験前日までに受験通知書を送付する。
- (2) 受験者は、試験当日午前9時30分までに試験会場に集合すること。
- (3) 試験開始後30分までは遅刻者の受験を認め、退室は不可とする。
- (4) 提出された書類に虚偽の内容が記載されていたり、証明資格のない者が証明したものであることが判明したときは、合格を取り消すことがある。
- (5) 試験の詳細については、鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課(電話0857-26-7185)又は所管の各総合事務所生活環境局に照会すること。
- (6) 郵便等により願書を請求する場合は、80円切手をはった返信用封筒を同封すること。
- (7) この試験の得点については、口頭により開示を請求することができる。

この場合において、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格発表日以降1月が経過する日までの間に、鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課に受験通知書を持参の上、その旨を申し出ること。